

## 「口座開設アプリ利用規定」

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 京葉銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「京葉銀行 口座開設アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）のご利用の条件等を定めるものです。お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し、ご同意いただいたうえで、お客さま自身の判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

### 第1条 本アプリの内容および利用

1. 本アプリは、本規定に基づき、お客さまがスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって利用することで、当行所定の各種手続きを行うことができるサービスを提供するアプリケーションです。
2. 本アプリにて提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）は次のとおりです。
  - (1) 総合口座開設のお申込み、およびスーパーカードの発行手続き
  - (2) アルファダイレクトバンキングのお申込み手続き
3. 本アプリの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）にかかる通信料等はお客さまのご負担となります。なお、利用環境によっては、ダウンロードに数分を要する場合があります。

### 第2条 権利の帰属、利用範囲等

1. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られるものとし、お客さまは、当行所定の性能および機能を有した機種ならびにソフトウェアをご用意いただくものとします。なお、本アプリのご利用環境は当行ホームページ等でご確認ください。
2. お客さまは本アプリを、個人で利用する目的のため、かつ本サービスのために、お客さまのスマートフォンでのみ利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。
3. 本アプリの著作権その他の各知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。本契約により、本アプリの著作権等を譲渡するものではありません。
4. お客さまは、本アプリの使用権につき、第三者への譲渡、販売、再使用許諾、その他の処分をすることはできません。
5. お客さまは、本アプリおよび本アプリに付随する情報等の転載、複製、転送、改変、改竄、その他これらに類する行為を行うことはできません。
6. 本アプリは、お客さまがスマートフォンにダウンロードした本アプリをアンインストール

ールまたは削除することにより、その利用を中止することができます。また当行は、お客さまが本規定に違反した場合に、いつでも本アプリの使用権を停止または失効させることができるものとします。お客さまは、当行から請求があった場合、すみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

7. お客さまが本アプリをダウンロードし、利用した時点をもって本規定に無条件に同意したものとします。

### 第3条 本アプリおよび本規定の変更等

1. 本アプリの内容の全部または一部について、当行は適宜変更または改良（以下、「アップグレード」といいます。）できるものとします。これにより、お客さまにおいては、本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他ご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリが利用できなくなる場合があります。
2. 当行は、事前に告知することなく本アプリの提供、利用を中止することがあります。
3. 本規定の内容について、当行は適宜変更または改廃することができ、変更日以降、本アプリに関する一切の事項は変更後の本規定の内容によるものとします。なお、変更日および変更内容はホームページへの掲載等により告知します。
4. 本条各項の場合において、お客さまに生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

### 第4条 免責事項

1. 本サービスのご利用について、本アプリの作動にかかる不具合(表示情報の誤認・逸脱、取引依頼の不能など)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
2. 前項のほか、次の各号の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
  - (2) 当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
  - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

### 第5条 その他

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、千葉地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上